



短期間施設に泊まって利用できる 介護・介護予防サービスの種類と費用

短期間施設に泊まって利用できるサービスには、「短期入所生活介護」と「短期入所療養介護」があります。

要介護度によって、要介護の方が利用できる「介護サービス」、要支援の方が利用できる「介護予防サービス」に分かれます。また、利用回数や費用も要介護度に応じて異なります。



短期間施設に泊まって利用できるサービス

- ◆費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ◆サービスを利用した場合は、食費・居住費などが別途必要となります。
- ◆連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

サービスの種類	サービスの内容・費用のめやす
短期入所生活介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所 生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ■自己負担(1割)のめやす(1日) 介護老人福祉施設(併設型・多床室)利用の場合 要介護の方 689円 ~ 971円 (要介護1) (要介護5) 要支援の方 500円 ~ 619円 (要支援1) (要支援2) </div>
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) 介護予防短期入所 療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ■自己負担(1割)のめやす(1日) 介護老人保健施設(多床室)利用の場合 要介護の方 831円 ~ 1,040円 (要介護1) (要介護5) 要支援の方 617円 ~ 771円 (要支援1) (要支援2) </div>

※サービスの種類の欄で、上段は要介護の方、下段は要支援1・2の方が利用できるサービスの名称です。

問 杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所
☎0954-69-8222
(市外局番からダイヤルしてください。)
武雄市 暮らし部 健康課
☎23-9135 担当:渡邊



○ 介護保険事務所のHP
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>

《介護保険料納付日のお知らせ》

10月の保険料の納付日は次のとおりです。お忘れのないようお願いします。なお、口座振替の方は残高不足にならないようご注意ください。

- ◇納付日 5期(10月)
- ◇納付書払いの納期限 10月31日(金)
- ◇口座振替の口座引落日10月31日(金)